

刑事訴訟法 再チャレ メモ

目標：条文を弾きながら公判手続きの流れ及びその各手続きの内容について学ぶ

公判手続きの流れ

1. 冒頭手続（291）

① 人定質問（規則 196 条）

「あなた誰ですか？」

② 起訴状の朗読（1 項）

「被告人は～した。」

③ 黙秘権の告知（4 項）

「喋りたくなければ喋らなくていいよ」

④ 被告・弁護人の意見陳述（4 項）

被告人「〇〇の部分についてはそうではないと思う」

弁護人「被告人と同意見です」

2. 証拠調べ手続（292 条）

3. 弁論（p：論告求刑／弁護人：弁論）（293 条）＋被告人：最終陳述（規則 211 条）

4. 判決言渡し（392 条）

審理について重要なこと⇒291・292・293 に書いてある

証拠調べ手続について

① 冒頭陳述（296 条）⇒検察官：事実を主張「被告人は～でした。」

② 証拠調べ請求（298 条 2 項）「以上のことより、証拠調べを請求します」

③ 証拠調べ請求に対する意見（規則 190 条 2 項）

→伝聞はここで問題になる（320 条の書面が紛れている）

⇒326 条の同意がなければ 320 条→321 条以下（伝聞例外）の検討へ

326 条の同意があれば 326 条により証拠能力が認められる

④ 決定（規則 190 条 1 項）

証拠—物証

—書類

—物

—人証

証拠物⇒示す（306 条）

書類⇒朗読（305 条）

→要旨の告知でいいよ（規則）

↓

(証拠調べ後) 裁判所に提出➡初めて裁判所が書類を受け取る

人証➡304 条 (細かいルールは規則 199 条)

* 証言：他の第三者が喋ったこと

供述：被告人が法廷で喋ったこと

乙号証：被告人のもの

甲号証：被告人以外のもの

できる限り被告人の自白だけにならないため

Q. 前科や交通違反の話を冒頭陳述でしていいのか？

A. 実務運用では問題なし

判決の理由の中でメインの話

① 公訴事実が認められるか

② 量刑

犯情「こいつがやった行為がどれだけ悪いか(行為責任) + その行為の結果(結果責任)」

➡これで大体決まる (懲役 10 年以下の場合、1～5 か、6～10 か?)

一般情状「どんな人か」

➡さらに幅を狭めているイメージ

= ここに前科・前歴が入ってくる

Ex. 昔も同じ感じで事故したので、今回も同じように事故った←若干アウト